

事務連絡
令和7年7月30日

各都道府県
建築行政主務部局 御中

国土交通省住宅局
建築指導課
参事官（建築企画担当）付

構造耐力上主要な部分である柱及び横架材に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を定める件等の一部を改正する告示について

構造耐力上主要な部分である柱及び横架材に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を定める件等の一部を改正する告示（令和7年国土交通省告示第771号）が、令和7年7月30日に公布され、同日に施行される。

については、その運用について下記のとおり通知するので、遺漏なきようお願いするとともに、貴管内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いします。

なお、国土交通大臣又は地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知していることを申し添える。

記

製材の日本農林規格（平成19年農林水産省告示第1083号）の全部を改正する告示（令和7年農林水産省告示第195号）が令和7年1月31日に公布され、令和7年7月30日に施行されることとなった。この改正に伴い、当該規格を引用している建築基準法関係告示について、今般、改正後の製材の日本農林規格を引用するための改正を行った。

また、この改正に併せて、集成材の日本農林規格（平成19年農林水産省告示第1152号）、単板積層材の日本農林規格（平成20年農林水産省告示第701号）及び直行集成板の日本農林規格（平成25年農林水産省告示第3079号）について、これまでの条項の変更等を踏まえて、当該規格を引用している建築基準法関連告示についても条項の変更等の改正を行った。

なお、今般の告示の改正は、製材の日本農林規格の告示番号の変更など形式的な見直しであり、強度等を変更するものではないことについて留意されたい。

以上